

## 法及び条例による石綿に関する規制の主な経緯

年月／改正法・条例	概要
昭和41年1月施行 大阪府事業場公害防止 条例制定	<p>石綿に係る届出施設（※1）を設置する工場・事業場における事業活動に伴って発生し、又は飛散する石綿を規制の対象とし、設置の届出と敷地境界における規制基準（※2）の遵守等を規定。</p> <p>※1 ガス又は粉じん規制対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材、角、石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用に供する施設</li> <li>・ 金属、石材、角、貝殻又は石綿の乾燥研磨の用に供する施設</li> </ul> <p>※2 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般粉じん濃度 <math>5 \text{ mg/m}^3</math></li> </ul>
昭和45年4月施行 大阪府公害防止条例制 定	<p>石綿に係る届出施設（※3）を設置する工場・事業場における事業活動に伴って発生し、又は飛散する石綿を規制の対象とし、設置の届出と敷地境界等における規制基準（※4）の遵守等を規定。</p> <p>※3 ガス・粉じんに係る特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窯業又は土石製品製造業の用に供する石綿加工施設</li> </ul> <p>※4 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出口基準 K値規制</li> <li>・ 敷地境界基準 一般粉じん濃度 <math>0.5 \text{ mg/m}^3</math></li> </ul>
昭和46年9月施行 大阪府公害防止条例 改正	<p>石綿に係る届出施設（※5）を設置する工場・事業場における事業活動に伴って発生し、又は飛散する石綿を規制の対象とし、設置の届出、敷地境界等における規制基準（※6）の遵守、設備基準（※7）の遵守等を規定。</p> <p>※5 粉じんに係る特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窯業又は土石製品製造業の用に供する石綿、岩綿又は鉍滓綿加工施設</li> </ul> <p>※6 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出口基準 K値規制</li> <li>・ 敷地境界基準 石綿濃度 <math>0.1 \text{ mg/m}^3</math></li> </ul> <p>※7 設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッグフィルター又はこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること</li> </ul>
平成元年12月施行 法改正	<p>工場・事業場の特定粉じん発生施設（※8）の設置の届出と敷地境界における規制基準（※9）の遵守等を規定。</p> <p>※8 特定粉じん発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解綿用機械、混合機、紡織用機械（以上、3.7kW以上）</li> <li>・ 切断機、研磨機、切削用機械、破砕機及び摩砕機、プレス（剪断加工用のものに限る）、穿孔機（以上、2.2kW以上）</li> </ul> <p>※9 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界基準 石綿濃度 10本／1リットル</li> </ul>

平成6年11月施行 条例制定	<p>法の特定粉じん発生施設のうち、施設の規模が法の規制対象未満の施設（※10）を規制対象とし、設置の届出と敷地境界における規制基準（※11）の遵守等を規定。</p> <p>※10 特定粉じん発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解綿用機械、混合機、紡織用機械（以上、3.7kW未満）</li> <li>・ 切断機、研磨機、切削用機械、破砕機及び摩砕機、プレス（剪断加工用のものに限る）、穿孔機（以上、2.2kW未満）</li> </ul> <p>※11 規制基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界基準 石綿濃度 10本／1リットル</li> </ul>
平成9年4月施行 法改正	<p>吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業を「特定粉じん排出等作業」として届出（※12）を義務付け。</p> <p>※12 届出の規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定耐火建築物等で延床面積が500㎡かつ吹付け石綿の使用面積が50㎡以上</li> <li>・ 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって吹付け面積の使用面積が50㎡以上</li> </ul>
平成18年1月施行 条例改正	<p>石綿含有成形板を対象に石綿排出等作業の届出（※13）を義務付け。法対象を含む全ての解体等工事に対し事前調査等を義務付け。</p> <p>※13 使用面積1000㎡以上</p>
平成18年3月施行 法改正	<p>石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を法対象工事に追加特定粉じん排出等作業の届出の規模要件を撤廃</p>
平成18年10月施行 法施行令改正 条例施行規則改正	<p>規制対象を石綿含有率1重量%超から0.1重量%超に強化。</p>
平成25年6月公布 法改正	<p>施工者に事前調査を義務付け、その結果を発注者に書面で説明することを義務付け、届出義務者の変更、立入検査対象を全ての解体等工事に拡大等。</p>